

東大阪監査公表第 11 号

平成 27 年 11 月 9 日

東大阪市監査委員 牧 直 樹

住民監査請求に係る措置について（公表）

平成 27 年 10 月 29 日付けの住民監査請求に係る勧告に対する措置の通知が、東大阪市長から平成 27 年 11 月 9 日付けであったので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

東大阪公秘第1158号  
平成27年11月9日

東大阪市監査委員 様

東大阪市長 野田 義和

住民監査請求に基づく市長に対する勧告に係る措置について（通知）

平成27年10月29日付東大阪監第1034号による監査委員の勧告について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

監査委員の勧告に関し、東大阪市議会公明党議員団から平成27年11月2日に、返還所要額11,825円が自主的に返還されましたので、返還請求措置を講じないことといたします。